

### 女性の就農環境改善計画書

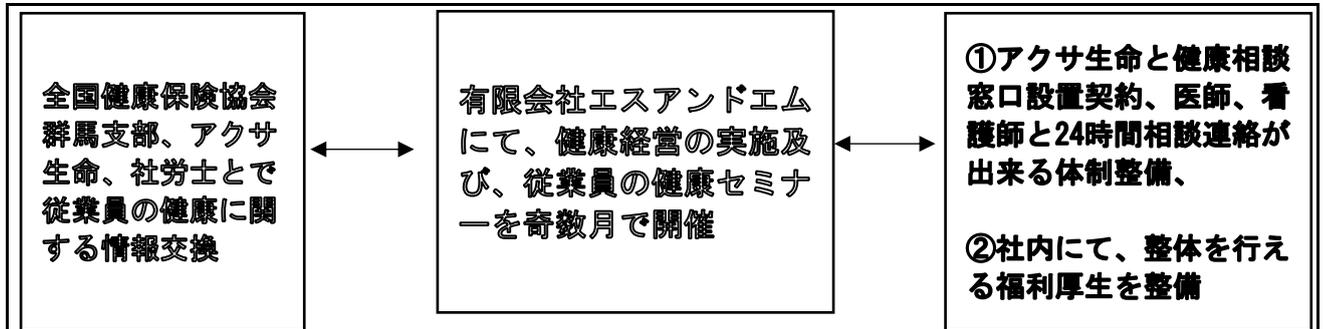
(令和5年度女性の労働環境整備・活躍強化事業(女性が働きやすい環境の整備支援))

#### 1 地域取組主体の概要

|              |  |                  |
|--------------|--|------------------|
| 名称           | 有限会社エスアンドエム  |                  |
| 所在地          | 群馬県前橋市二之宮町2384-1   |                  |
| 代表者          | 八須賀 松夫   |                  |
| 主な組織の事業内容(注) | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業内容：水耕栽培で三つ葉の生産及び出荷</li><li>・ 従業員数：18名(うち女性13名)</li><li>・ 経営規模：0.5ha(品目：糸三つ葉)</li><li>・ 農業関連事業：農業コンサル事業</li><li>・ 健康経営宣言事業所</li><li>・ フレックスタイム制、出産、育児休暇</li></ul> | 女性農業者の人数：<br>13人 |

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

#### 2 事業実施体制



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

#### 3 女性の就農環境改善のための取組計画

(1) 地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題(注)

|   |
|---|
| <p><b>【地域の女性農業者の課題】</b></p> <p>糸三つ葉の生産面積の拡大に向けて、女性の雇用を増やすことは必須である。午前中に業務を集中し、午後にはプライベート時間をとれる仕組み作りが、子育て女性、シルバー層の女性に対して、優しい労働環境を提供できると実感する(女性の声)。その為に雇用人数を多くし、午前中の総労働時間を集中させる必要がある。また資材高騰や人件費高騰の波が前橋の農家にも押し寄せ、廃業や倒産が増える中で、農業の仕事をしたくても出来ない女性が増えている。当社で女性雇用を増やそうとしても、休憩室、ロッカーの</p> |
|---|

整備の投資が厳しく、これ以上増やす環境が難しくなっている。

**【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性】**

- ・女性従業員13名のうち2名が出荷責任者で出荷部門11名です。
- ・ハウス内にある男女兼用の水洗トイレを設置しているが、女性従業員から『出来れば男女トイレを分けて欲しい』と言う声が上がっている。
- ・休憩室が狭いと言う声が上がっている中で、やはり狭い休憩室では休憩を感じる事が難しいと思う。休憩室の拡充が必要である。

**【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】**

- ・女性の雇用及び長く働いて頂くには、本事業における男女トイレの確保は皆さんの声拾い上げることが必要であり、休憩室の狭さゆえに雇用が難しい環境の打破は必須と言える。他産業から5年前に農業に進出して、農業の常識を非常識思うことが多く、他産業の環境整備を農業の世界にも持ち込ることが必須。結果として、女性皆さんが安心して安全な快適空間作りを提供することを進めて行くことが必要。

(注) (2) の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保に係る計画 (注1)

| 確保する施設等の区分     | ①託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース<br>⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他 |  |    |                  |    |
|----------------|--|--|----|------------------|----|
| 区分番号<br>(注2)   | 時期   | 確保場所   | 数量 | 利用する女性農業者(注3)の人数 | 備考 |
| ②男女別トイレ④休憩スペース | R6.11  | 既存トイレの横に男女別トイレ/既存休憩室の拡充(18㎡→32.5㎡)拡充するにあたり出入りの補正 | 1  | 13名              |    |
| 計              |  |  |    |                  |    |

(注1) 事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、具体的な名称も記載すること。

(注3) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者(結婚を機に就農された者を含む。)、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事の者とする。

農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

#### 4 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組（注）

| 時期   | 取組内容・回数                       | 備考 |
|------|-------------------------------|----|
| 6～8月 | 社労士、生命保険会社とで健康経営セミナー実施に伴う相談3回 |    |
| 9月   | ハローワーク、求人誌へ求人情報の掲載2回（9～10月）   |    |
| 11月  | 健康経営セミナー開始（奇数月開催）             |    |
| 11月  | 女性に向けた整体を行える環境を整備し福利厚生として実施   |    |
| 12月  | J A、前橋市へ実施報告を行い情報交換 2回        |    |

（注）女性の就農環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容（例：更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など）を記載すること。また、第2の1の（5）の実績報告においては記載不要。

#### 5 女性農業者確保の目標（注）

|                              |         |   |   |
|------------------------------|---------|---|---|
| 翌年度末までの女性農業者の新規確保人数（注）       | 事業実施年度  | 2 | 人 |
|                              | 事業実施翌年度 | 2 | 人 |
|                              | 合計      | 4 | 人 |
| （女性農業者の新規確保人数の内訳）            |         |   |   |
| 自営農業就業者 人、雇用就農者 1人、アルバイト等 3人 |         |   |   |

（注）事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。また、第2の1の（5）の実績報告においては記載不要。

※必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

※第2の1の（5）の計画の承認申請においては、本様式中の「（実績）」を削除すること。